

総務常任委員会

1 開 議 令和2年9月14日(月) 午前10時00分

2 場 所 委員会室3

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第84号 大田原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第85号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第86号 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

総務常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	引地達雄	出席
委員	大塚正義	出席
	前田則隆	出席
	星雅人	出席
	中川雅之	出席
	前野良三	出席

当局	総合政策部長	斎藤達朗	出席
	総務課長	渡邊和栄	出席
	財務部長	高橋一成	出席
	税務課長	山下部恵美子	出席

事務局	藤田一之	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット資料のとおりであります。

当局の出席者は、斎藤総合政策長、高橋財務部長、渡邊総務課長、山下部税務課長です。

◎議案第84号 大田原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第84号 大田原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

斎藤総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗君） 議案第84号 大田原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。

議案書は42ページ、議案書補助資料を御覧ください。改正理由といたしまして、条文中において条ずれ箇所を改めるため、関係部分を改正するものであります。

詳細は総務課長からご説明をいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、43ページを御覧ください。

第4条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改めます。

議案書41ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行する旨、規定いたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようですので、それでは、採決いたします。

議案第84号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号 大田原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

総合政策部長、総務課長、退席していただいて結構です。ありがとうございます。お疲れさまでした。

（執行部退席）

◎議案第85号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 続きまして、日程第2、議案第85号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

高橋財務部長。

○財務部長（高橋一成君） 議案第85号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正により、個人市民税、法人市民税、たばこ税、固定資産税のわがまち特例、新型コロナウイルス感染症等に係る税額控除等について、関係部分を改正するものであります。

詳細につきましては税務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 山下部税務課長。

○税務課長（山下部恵美子君） それでは、議案第85号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレットの45ページ、改正条例を御覧ください。45ページから49ページまでの3条建てとなっております。

50ページの議案書補助資料を御覧ください。今回の改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い改正するものであり、主な改正内容は、個人、法人市民税に関する規定の整備、固定資産税のわがまち特例の課税標準の特例措置割合の整備、新型コロナウイルス感染症に係る税額控除の特例規定の整備等であります。

それでは、改正条例第1条からご説明いたしますので、51ページの新旧対照表を御覧ください。また、70ページからの税条例改正趣旨も併せてご参照ください。

第24条、第34条の2、第36条の2は、個人市民税について規定しております。第24条は、個人市民税の非課税の対象者に「ひとり親」を追加し、「ひとり親」に寡夫、男性の寡夫ですが、含まれるため、その「寡夫」を削除しております。

第34条の2は、所得控除について定めており、法第314条の2改正に伴う項ずれに対応するものでございます。ひとり親控除を追加する所要の措置をしております。

第36条の2は、法第317条の2第1項の改正に伴う改正で、法第314条の改正に伴う項ずれの対応でございます。

52ページに移りまして、附則第3条の2の改正は、延滞金の割合等の特例について、附則第4条については、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴いまして、規定の整備を行うものでございます。

54ページに移りまして、附則第10条につきましては、読替え規定でありまして、新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例を規定する、法規則第63条及び新型コロナウイルス感染症に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例に規定する法附則第64条を追加するものでございます。

附則第10条の2は、法附則第15条各項の改正に伴う改正でございます。第10項を創設しておりまして、再生可能エネルギー、水力発電設備に係る課税標準の特例率を12分の7とするものでございます。

55ページに移りまして、第18項は、浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設でありまして、課税標準の特例割合を3分の2と定めるものでございます。

附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例について定めており、租税特別措置法第35条の3第1項の規定を追加しております。

附則第17条の2は、法附則第34条の2第6項の改正に伴う改正で、租税特別措置法第35条の3、先ほどの附則第17条の部分ですが、そちらの創設に伴いまして、関係部分を改正するものでございます。

56ページに移りまして、附則第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のために中止等とされた、文化、芸術、スポーツイベントのチケットの払戻しを受けない場合、その金額を寄附とみなし、税額控除の対象とする新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例について新たに規定するものでございます。

附則第26条は、消費税率10%が適用される住宅の取得等をした場合の住宅ローン減税の控除期間を13年間とする特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により、入居期限の令和2年12月31日に遅れた場合でも、一定要件を満たした上で、令和3年12月31日までに入居すれば、控除適用期間を令和4年度から令和16年度とする新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について新たに規定するものでございます。

続きまして、57ページに移りまして、第2条関係の新旧対照表を御覧ください。附則第10条の2は、わがまち特例における課税標準の特例措置割合について規定しておりますが、先ほどご説明いたしました、第1条関係の附則第10条の2と施行日が異なるため、条を分けております。

第20項は、法附則第64条におきまして、生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から特例措置を設けるもので、対象資産及び償却資産につきまして改正されたことに伴い、改めて課税標準額をゼロと定めるものでございます。

58ページに移りまして、第3条関係の新旧対照表を御覧ください。第19条は、法改正に伴い、項ずれや文言を改正するものであります。

第20条に移りまして、第48条第4項を削除することに伴う改正であります。

59ページの第23条から67ページ、第48条までは、国税における連結納税制度の見直しとグループ通算制度への以降に係る法改正に伴い、規定を整備するものでございます。企業グループを1つの法人と捉え、親会社が法人税の申告納付を行う連結納税制度から、完全支配関係にある企業グループ内の各法人の納税義務者として各法人が個別に申告を行い、その中で損益通算等の調整を行うグループ通算制度に移行するための改正でございます。

68ページに移りまして、第90条は、たばこの課税標準を規定しておりますが、軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について見直すもので、1グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算するものであります。

附則第33条の2は、市税条例第48条第4項削除による改正であります。

続きまして、本条例を改正するための附則についてご説明いたしますので、65ページの議案書改正条例にお戻りいただきまして、附則第1条は施行期日を定めており、この条例は公布の日から施行するものとしており、内容により、令和3年1月1日、令和3年10月1日、令和4年4月1日からと定めるものでございます。

附則第2条は延滞金に係る経過措置、第3条、第4条は市民税に関する経過措置、第5条は固定資産税に関する経過措置、第6条は市たばこ税に関する経過措置について規定しております。

以上で議案第85号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） 私からは、24条と34条の2項の関係のところで質問させていただきます。

寡夫というところはひとり親になって、対象の範囲が増えるということになるかと思うのですが、市民の中で、この対象になる方がどれぐらいいらっしゃるかということは、把握をもしさせていたらお伺いしたいと思います。お願いします。

○委員長（高瀬重嗣君） 税務課長。

○税務課長（山下部恵美子君） 対象者の人数については、まだ把握しておりません。

○委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 私は、第90条の中でのたばこ税の課税ということで、今回この税率の改正によってということで、大体どのぐらいの税収というかを見込んでおるのか。

○委員長（高瀬重嗣君） 税務課長。

○税務課長（山下部恵美子君） 申し訳ございません。金額についての資料はお持ちしておりませんので、金額については今ご回答できないのですが、実際のところ、段階をもちまして金額を上げておりますので、実際にはご購入される方、売渡本数が変わらなければ税収は増えるという仕組みになっております。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） この課税の税率の改正は、多分まだ、平成時代からずっと、五、六年間を見越してということで、多分来年度また変わるような形になるのか、また何年まで一応予定しているのか、その辺を。もしあれだったら、後で、一緒に。

○委員長（高瀬重嗣君） 税務課長。

○税務課長（山下部恵美子君） 今回の改正については、平成30年から3段階で改正するもので、令和3年10月1日が最終になります。平成30年、令和2年、令和3年となっております、それから加熱式たばこについての改正もございまして、こちらにつきましては同じく平成30年10月1日から5年間をかけて5分の1

ずつ段階的に上げますので、令和3年度が最終かと思うのですが、の5回で改正となります。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回新型コロナウイルス関係で、中小企業に対しての固定資産税のというお話がございました。ただ、中小企業だけで、もっと下の、今回コロナに対して様々な業種だったりとか、中小企業以外でもっと所得が低くて、例えば従業員がもっと満たないような企業でも相当影響があると思うのですが、そういう影響があったところに対しても、やっぱり固定資産税の減免とか、いろんな形で地方から声を出していくような形でいっていただくと非常にありがたいと思うので、その辺をぜひ大田原のほうでもよろしくお願ひしたいなと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに意見はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第85号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第85号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることにより決しました。

◎議案第86号 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 続きまして、日程第3、議案第86号 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

財務部長。

○財務部長（高橋一成君） 議案第86号 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正によりまして、わがまち特例及び新型コロナウイルス感染症等に係る課税標準の特例について、関係部分を改正するものであります。

詳細につきましては税務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 税務課長。

○税務課長（山下部恵美子君） それでは、議案第86号 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレットの72ページ、改正条例を御覧ください。大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制

定につきましては、改正事項により施行期日が異なることから、2条建てとなっております。

74ページの議案書補助資料を御覧ください。今回の改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い改正するものであり、主な改正内容は、わがまち特例の課税標準の特例措置割合の整備、新型コロナウイルス感染症等に係る都市計画税課税標準の特例に係る規定の整備であります。

それでは、改正条例第1条からご説明いたしますので、75ページの新旧対照表を御覧ください。また、79ページからの税条例改正趣旨も併せてご参照ください。

附則第4項は、わがまち特例における課税標準の特例割合を規定するもので、浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設し、特例割合を3分の2と定めるものであります。

以下、第4項新設による項ずれと規定の整備でございます。

78ページ、第2条に移りまして、附則第13項は、新型コロナウイルス感染症により厳しい経営環境にある中小企業等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、売上高に応じ、2分の1またはゼロとする本附則第63条を追加するものでございます。

続きまして、本条例を改正するための附則についてご説明いたします。73ページの改正文にお戻りいただきまして、附則第1条は、施行期日を定めておりまして、第1条は公布の日から施行し、第2条は令和3年1月1日から施行すると規定し、附則第2条は経過措置について規定しております。

以上で議案第86号の説明を終わります。ありがとうございました。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回のわがまち特例、また新型コロナウイルス感染症のほうの税率の改正ということで、これが今回決まったときには、ホームページとか、市民に対してはどのような形で知らせるような形になるのか。

○委員長（高瀬重嗣君） 税務課長。

○税務課長（山下部恵美子君） こちらにおきましては、議決されましたらば、大田原市のホームページにおいて、細かい内容の説明をつけた上で、中小企業庁のホームページとリンクを貼りまして、公表する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ないようでありますので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第86号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎閉 会

○委員長（高瀬重嗣君） 以上で当委員会に付託されました案件については終了いたしました。
これにて本日は閉会いたします。

午前10時25分 閉会